

毎週火、金曜日発行（但休日当日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 県有船舶使用料条例の一部を改正する条例の施行期日
- ◇告示 道路位置の指定
- 道路位置についての告示の一部改正
- 鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程の一部改正
- ひな白痢検査等の実施

規則

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則をここに公布する。

昭和三十八年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例（昭和三十
八年五月鳥取県条例第三十一号）の施行期日は、昭和三十
八年六月二十日とする。

告示

鳥取県告示第三百二十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年六月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十八年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

